令和８年１１月１２日
地　域　行　政　部
地　域　行　政　課

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議

１　主旨

臨海部広域斎場組合（以下臨海斎場と言う）では、将来の施設整備（増改築や大規模修繕）に備えて組織区からの負担金により施設整備基金を積み立てている。この算出根拠は、組織区の式場利用割合で目標額を按分している。しかし、この基金は式場部分にしか使えないため、組織区の負担割合を式場だけでなく火葬場部分も含めた利用割合で算定可能となるよう、臨海斎場規約の一部変更が示された。この変更にあたっては、地方自治法第２９０条の規定により、組織区５区の区議会の議決が必要であるため報告する。

２　規約の一部変更

別紙「臨海部広域斎場組合規約別表（変更案)」のとおり

３　今後のスケジュール（予定）

令和８年　１２月　第４回定例会（議決）
令和９年　　１月　組織区区長による組合規約変更協議書の締結
令和９年　　３月　組合規約変更の都知事届出
　　４月　施行

別　紙

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合規約（平成 11 年 10 月 20 日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区　　分		負担割合等
管理運営経費		100 分の 10 は均等割により、100 分の 90 は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約　新旧対照表

新

別表（第 13 条関係）

区　　分		負担割合等
管理運営経費		100 分の 10 は均等割により、100 分の 90 は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

旧

別表（第 13 条関係）

区　　分		負担割合等
管理運営経費		100 分の 10 は均等割により、100 分の 90 は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	葬儀式場の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。